

「三重県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画(中間案)」のパブリックコメントに対する県の考え方について

(1)計画案に反映するもの

No.	最終案頁等	意見者	意見概要	意見に対する県の考え方
1	P3 表2-1	企業	計画の目標値(平成27年度及び32年度)の根拠が分かりません。次の点を提示した方が良いと思います。 ・浮遊粒子状物質(SPM)は環境基準値を既にクリアしていると考えますが、なぜ更なる削減目標が提示されるのか。	ご指摘を受け、表2-1下欄の注意書きには「環境省の調査では、浮遊粒子状物質について目標年度である平成32年度において対策地域全体で環境基準を超過している箇所はないと予測されましたので、必要削減量はゼロと考えています。このため、今回示しました目標量は、更なる施策実施によるものではなく、これまで実施している対策である自動車排出ガス単体規制などで削減を見込んだ排出量(一次粒子のみ)を参考までに示しています。」と記載します。
2	P5 表	団体	(計画(中間案)P14には)「一次粒子状物質」という文言が突然現れるが、PMには一次粒子と二次生成粒子があるが、本計画の対象は自動車由来の一次粒子であることを説明する文言が必要ではないか。	ご指摘を受け、粒子状物質総排出量内訳(H21)のグラフ下の注意書きには、「粒子状物質には、発生源から粒子状物質として排出された一次粒子と発生源からガス状物質として排出されたものが大気中で化学反応などにより粒子に変化した二次生成粒子とがありますが、自動車から排出される粒子状物質の排出状況を示すため一次粒子のみを計上しています。」と追記します。 また、「一次粒子状物質」と記載された箇所は、「粒子状物質」と修正します。
3	〃	団体	(計画(中間案)P14に記載の)「一次粒子状物質」という用語は一般的でなく、「粒子状物質のうち一次粒子」等が適切ではないか。	
4	P18 3(3)、 P20 4(4)	団体	目標達成の方途の実施主体に「一部事務組合」があるが、一部事務組合においても(P18)3(3)の「公用車の低公害化」や(P20)4(4)「ノーマイカーデー等の取組」を実施している。	ご指摘を受け、該当箇所の実施主体に「一部事務組合」を追記します。
5	P27~33	団体	実施主体の表記において、市町と各市町、県と三重県、国と環境省、国交省等どのように使い分けしているのかをお聞きしたい。	「三重県」と「県」の表記は、「三重県」に統一します。「市町」と「各市町」の表記は、「各市町」に統一し、「市」の表記は、「各市」に統一します。「国」と「環境省、国土交通省等」の表記は、各省名を記載します。

(2)今後対応を検討するもの

No.	最終案頁等	意見者	意見概要	意見に対する県の考え方
6	P17 2(4)	企業	対策地域は、23号等の幹線道路に他府県からの流入車両が多い。県内対策地域の事業者への規制強化だけでなく、関東、関西の都府県、及び愛知県が実施している条例等による「流入車両(通過車両)」の規制強化を行い、排出基準に適合しない車両には、乗入れ規制等の対策が必要。	窒素酸化物の排出量の多い普通貨物車などの大型車で、対策地域外から流入してくる排出基準非適合車の窒素酸化物排出量の割合は、対策地域を走行している全大型車の排出量の2割程度を占めています。しかしながら、対策地域外からの排出基準非適合車に対しては、これまで効果的な対策を講じてこなかったことから、ご指摘のとおり、対策地域の大气環境改善を図るため流入車対策が必要と考えており、今年度、三重県流入車対策検討会議を設置し、関係機関等の意見を聞きながら具体的な流入車対策を検討していく予定です。
7	〃	企業	伊勢湾岸自動車道の利用者への規制強化又は通過車両の誘導策。 ①三重県の通過車を対象にした乗り入れ規制(排出規制の強化) ②みえ川越ICを降り、23号を利用する通過車に対して高速利用を促進	

## (3)その他

No.	最終案頁等	意見者	意見概要	意見に対する県の考え方
8	P3 表2-1	企業	計画の目標値(平成27年度及び32年度)の根拠が分かりません。 次の点を提示した方が良いと思います。 ・なぜ目標値で、NO2の環境基準値をクリアーできるのか。	二酸化窒素(NO2)については、三重県が行ったシミュレーション調査で、目標年度である平成32年において対策地域全体で環境基準を達成するために必要な窒素酸化物削減量を算出し、計画の目標値である4号総量2,787t/年を設定しました。なお、目標を達成するための対策効果の検討では、流入車対策等を講じていくことで4号総量2,787t/年が達成できるものと試算しています。
9	〃	団体	表2-1について、PMの1号総量は、2270t/年とされておりますが、1号総量には二次生成粒子は含まないのか？	今回の三重県窒素酸化物等総量削減計画では、粒子状物質の排出量は、昨年度に環境省が算定しました1～4号総量結果(「環境省請負業務結果報告書 平成23年度総量削減対策の在り方検討業務報告書」)を引用しています。この結果には粒子状物質に二次生成粒子は含まれていません。
10	P3 表2-1、 P25 参照表 (2)	団体	表2-1と参照表(2)について、粒子状物質(PM)の1・3号総量の排出量が大きく異なっているが要因はなにか。	参照表(2)の粒子状物質(PM)の1・3号総量には二次生成粒子を含んでいますが、表2-1には含めていませんので、主に、このことによりPM排出量が異なっています。